

平成27年度

第4回佐久市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 平成28年1月21日（木） 午後1時30分～午後3時00分

場 所 佐久市役所 議会棟 全員協議室

出席委員 17名

公益を代表する委員 6名

保険医等を代表する委員 5名

被保険者を代表する委員 5名

被用者保険等の保険者を代表する委員 1名

欠席委員 3名

事務局 8名

1 開 会

2 市民健康部長あいさつ

3 会長あいさつ

協議会成立の報告

会議公開の承認等

4 議事録署名委員の指名（2名）

小松正彦委員、清水かほり委員

5 協議事項

（会 長）

会議次第「5 協議事項」（1）佐久市国民健康保険の財政対策について事務局から説明をお願いします。

（事務局）

資料NO. 1「佐久市国民健康保険財政健全化計画」について説明

○ 1 策定の趣旨

- ・計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間。
- ・平成27年度に7年ぶりとなる国民税率等の改定を行った。
- ・歳出においては保険給付費が大幅に伸びる一方で、歳入については保険給付費に見合う財源の確保が厳しい状況。
- ・平成27年度の国民健康保険財政は26年度に引き続き、厳しい状況であり、平成28年度以降の収支のバランスをとる事が難しい状況と見込まれている。
- ・財政健全化の取り組みは平成27年度から実施する。
- ・今後も5年毎に作成、国保財政収支の推計は毎年度行う。

○ 2 国保を取り巻く状況

- ・平成30年度から都道府県が国保運営を担うとされている。
- ・持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成27年5月27日に成立している。
- ・平成30年度から新しい制度が始まる。
- ・平成28年度診療報酬改定において、診療報酬本体プラス0.49%、薬価マイナス

- 1. 22%、材料価格マイナス0.11%、全体でマイナス0.84%となっている。
- ・基礎課税額は現行52万円から54万円、後期高齢者支援金課税額は現行17万円から19万円、賦課限度額総額は現行69万円から73万円と4万円の引き上げる予定。
- ・5割軽減、2割軽減の軽減判定所得の算定における、基礎となる国保税軽減判定所得基準額が引き上げになる予定。
- ・5割軽減対象は現行26万円から26.5万円、2割軽減対象は現行47万円から48万円に引き上げがされる予定。
- ・セルフメディケーション推進のためのスイッチOTC薬控除、医療費控除が平成29年1月に予定されている。
- ・短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大を平成28年10月に予定している。

○ 3 佐久市国保の現状及び今後の見込み

- ・被保険者数が減少傾向にあるのに対し、前期高齢者の数は増加傾向にあり、その占める割合は年々高くなっている。
- ・被保険者の高齢化が進んでいる。
- ・佐久市国保の医療費は増加が続いている。
- ・平成26年度の全体医療費は前年度に比べ5.0%増加し、そのうち前期高齢者に係る医療費については10.9%増加と大幅な伸びとなっている。
- ・一人当たりの医療費は、総医療費を被保険者で割ったもの。
- ・医療費は31万3,398円であり、全国平均を下回っているが、伸び率は全国平均を大きく上回る状況にある。
- ・(ア)の表では、平成26年度は全国一人当たりの年間医療費が31万4,000円、佐久市国保については31万3,000円、その差1,000円であり、伸び率は国で2.0、佐久市国保は6.5ということで大幅な伸びとなっている。
- ・(イ)階層別一人当たりの医療費の推移は、前期高齢者の医療費が高くなっているという状況。
- ・世帯の総所得金額階層別状況では、平成22年度からの推移をみると、200万円以下の世帯が増加、200万円各階層に占める世帯は減少傾向にある。
- ・平成26年度は100万円未満の世帯が53%、200万円未満の世帯では約76%の構成割合となっている。
- ・佐久市国保のこれまでの収支等は、平成26年度において、基金も使い果たし、マイナス1億3,168万6,000円という状況。
- ・国保税調定額及び収入額の推移及び税率等の状況については、調定額は被保険者の減少による影響が大きく、逡減傾向にある。
- ・収入額の傾向としては、収納対策の強化によりほぼ横ばいを保っている。
- ・基金の推移は、平成18年度末に約15億円積立があったが、平成19年からは取り崩しの額が積立の額を上回り始め、平成26年度において、残高が無くなった。
- ・一人当たりの保険給付費は年々伸びており、平成26年度は医療環境の変化等に伴い、

過去2年間に比べ、大幅な伸びとなっている。

- ・今後の収支推計は、被保険者数は徐々に減少し、前期高齢者数は伸びると仮定している。
- ・前期高齢者の占める割合が増えている。
- ・資料の8ページでは、平成27年度以降の一人あたり保険給付費の対前年度伸び率を推計している。

○ 4 佐久市国保の課題

- ・平成27年度の佐久市国保財政は、平成26年度に引き続き、収支のバランスをとることが難しい状況が見込まれている。
- ・平成28年度以後についても同様の傾向が続くものと考えられる。
- ・健全化に向けた主な課題は、大きく2つ載せている。
- ・一つ目に歳出、保険給付費の縮減として、ジェネリック医薬品の使用促進強化、糖尿病性腎症等の重症化予防の強化、早期発見・早期治療の促進強化、生活習慣病の改善の強化、を載せている。
- ・二つ目に歳入の確保として、収納対策の強化、税率等の見直し、新たな歳入の確保を載せている。

○ 5 財政健全化のための取組み

- ・医療費の縮減及び国保税の収納率向上。
- ・①として、ジェネリック医薬品の使用促進強化。
- ・ジェネリック医薬品の使用促進に関する行動指針を平成27年7月に策定している。
- ・これに基づき、即効性のある縮減対策であるこの取組について、強化を図る。
- ・使用率については、数量ベースで62.5%（平成27年4月）となっている。
- ・行動計画の指針では、29年3月までに70%、32年3月までに80%ということで目標を掲げている。
- ・②として糖尿病性腎症等の重症化予防の強化。
- ・佐久市国保では、佐久市国民健康保険保健事業実施計画と慢性腎臓病（CKD）予防に向けた計画書に基づき、糖尿病性腎症等の重症化予防のための取組みを強化していく。
- ・③として早期発見、早期治療の促進の強化。
- ・第2期佐久市特定健康診査等実施計画に基づき、受診率向上のための取組みを強化していく。
- ・特定保健指導や各種がん健診等の受診推奨の取組みも併せて実施し、疾病が重症化する前の早期治療を促進するための取組みを強化していく。
- ・④として生活習慣病の改善の強化。
- ・生活習慣病は健康長寿の最大の粗大要因となるだけでなく、医療費の増加にも大きな影響を与えている。
- ・⑤として収納対策の強化。
- ・国民健康保険会計の収入は、国保税と国・県などの交付金等から成り立っている。

- ・国保税の調定額は、被保険者の減少等により漸減傾向にあることから、収納率向上のための取り組みを強化していく。
- ・国保税率等の見直しの時期は2年に1度を基本として考えていく。
- ・財政健全化計画である、平成28年度から平成32年度の間での国保税率等の見直しを予定する。
- ・平成29年度で見直しを行い、平成30年度は県への移行があることから見直しを行う。
- ・その2年後の平成32年度に見直しを行い、5年計画で、3回の見直しの予定を記載。
- ・国保税率等の見直しの方針として、被保険者の国保税負担の状況に配慮していくこと。
- ・借入金返還必要額を含めて税率の見直しを行う。
- ・国保税率等の設定においては、医療給付費等分、後期高齢者支援金分、介護納付金分がそれぞれ歳出に見合った税収入となるよう配慮をしていく。
- ・今般の佐久市国民健康保険における財政状況の大きな変化は、平成26年の豪雪災害による所得の減少や佐久医療センター開院など医療環境の変化が大きな要因となっていることがいえると思う。
- ・このような特殊な状況に対し、新たに特殊な財政状況等が発生した場合や、税率等の見直しを行ってもなお見込まれる収支などへの対応として、一般会計からの基準外の繰入及び借入を導入し収支バランスをとりつつ、段階的に収支不足を解消していくということに記載している。
- ・一般会計からの基準外の繰入及び借入については、別途基準を設け、ルールに基づいた運用を行っていききたい。

(事務局)

資料NO. 2「佐久市国民健康保険に対する一般会計からの基準外の繰入金及び借入金に係る基準等について(案)」について説明

○ 1 一般会計からの基準外の繰入金に係る基準

- ・特殊事情による繰入金と激変緩和措置としての繰入金という二つが大きな柱となっている。
- ・特殊事情による繰入金の一つとしては、災害、急激な景気変動、感染症の流行等の一時的な保険給付費の増加による場合を想定している。
- ・理由として、災害、急激な景気変動、感染症の流行等の予期しえない保険料収入不足や給付増といった財政リスクへ対応するため。
- ・基準として、災害・感染症の指定等の状況、市における交付金・補助金等の対応状況、データによる分析等を総合的に勘案し、客観的に因果関係が認められるときとしている。
- ・客観的データ分析に基づく税収等の減少または保険給付費の増加額を算定する。
- ・特殊事情による繰入金の二つとしては、地域の医療体制の変化などの要因により、複数年度にわたり保険給付費が増加した場合を想定している。

- ・理由として、医療の高度化等地域の医療環境の急速な変化などにより、保険給付費が急激に増加し、その後も保険給付費の増加が見込まれる中で、対応として税率改定による増収等の早急な歳入の確保が困難であり、歳入不足が生じる場合の財政リスクへ対応するため。
- ・基準として、まず、一人当たりの保険給付費の対前年度の伸び率が直近過去5か年度における伸び率のうち最大及び最少となる年度の伸び率を除いた3か年度の平均伸び率を「基準率」と規定。
- ・基準率の1.5倍を超える伸率となる年度（初年度）から初年度の基準率を下回る伸び率となる年度の前年度まで一般会計からの繰入を行う。
- ・この基準は、平成26年度の急激に医療給付費が増加した際から適用をお願いする。
- ・それぞれの年度とその前年度における1人当たりの保険給付費の差額に、初年度の伸び率から初年度の基準率を減じた値が初年度の伸び率に占める割合を乗じ、それぞれの年度における平均被保険者数を乗じて得た額を算定する。
- ・激変緩和措置としての繰入金として、退職者医療制度の廃止に伴う交付金減少に係る緩和措置を記載。
- ・佐久市特有の理由ということではないが、現在、退職被保険者に係る保険給付費等と前期高齢者に係る保険給付費等に対し、社会保険診療報酬支払基金から交付金の交付が行われている。
- ・退職被保険者は、65歳の年齢到達とともに、前期高齢者に移行していく。
- ・退職者医療制度が段階的に廃止となる平成27年度から平成31年度までの間において、国保財政が急激な収入不足をきたす要因の一つと考えられることから、繰入をお願いしたいというもの。
- ・基準については、退職者医療制度が段階的に廃止となる平成27年度から平成31年度まで一般会計からの繰入を行う。
- ・算定として、前年度における退職被保険者に係る療養給付費等交付金の額から当該年度における退職被保険者に係る療養給付費等交付金の額を減じて得た額（減少額）に、退職被保険者に係る療養給付費等交付金と前期高齢者に係る前期高齢者交付金との交付率（調整率）の差を乗じて得た額の繰り入れをお願いするもの。

○ 2 一般会計からの借入金に係る基準

- ・単年度における収支不足を補う必要が生じた場合、一般会計から借り入れるものとし、無利子とする。
- ・地方債の「銀行等引受資金」に準拠し、返還期間は10年以内で、うち2年の据え置き期間を設けることとする。
- ・元金均等返還とする。
- ・市国保財政の都合により、繰り上げて返還することができることとし、返還期間及び据え置き期間は、それぞれ3年の範囲内において期間の変更を可能とする。

(会 長)

この内容についてご意見・ご質問等ありましたらご発言ください。

(委 員)

資料1の5ページについて、各世帯の総所得金額階層別状況の中で、所得なしが平成26年度で23.3%ということになっている。約6,000人かと思う。

調定額とそのうちの滞納額がいくらになっているのか数字があればお伺いしたい。

(事務局)

ただいまそのデータにつきましては、持ち合わせておりません。

時間中にわかれば回答します。

(会 長)

そういうことです。ご了承願います。

(委 員)

ジェネリックの使用促進や糖尿病性腎症等の重症化予防、生活習慣病の改善等にこれからも力を入れていくということは当然であるし、正しい方向だとは思う。

全体として一般会計からお金を借りたいという流れができているが、基本的には安易な考えだと思う。

本来、保険というのは、それぞれの保険の範囲内で税率を決めてやるのがルールである。低所得者層が多いとか、色々な事情があってやむをえないことではあるが、一般会計だけを頼りにすることは、おそらく制度として破綻していくと思う。

もともと、市の財政そのものがそれほど豊かでないところ、毎年数億円単位の赤字を補正する要因はないと思う。

計画に書かれているような対応も必要だと思うが、ある程度の税率アップはやっていかざるを得ない。

一般会計というのは国と県と市町村で出しているのだから、市が出す場合は、国、県もそれなりに出してほしい、そういう運動をするべきだと思う。

原則として受益者負担がある。これからも財政的に負担しきれないという事であれば、計画には書いてないが、受益者負担の割合について見直すことの一文を入れるべきだと思う。

ただ一般会計からの繰入だけで推移してはいけないと思う。

税率のアップと負担の増、ということを書いておくべきだと思う。

やがてみんな国保に加入するわけなので、今でも他の保険からお金が入ってきているが、こういった他の保険からの国保のための繰入れ等を、総合的に対策していかないと国保財政は将来制度的に破たんすると思う。

そうならないように見直してもらいたいという話を、市長会や町村会にまとめてもらって対策していかないと、小手先だけの話になってしまうように思う。

補足意見として付け足していただきたい。

(事務局)

佐久市だけでなく日本全国の市町村国保が大変厳しい状況におかれていると思う。

新たに提案させていただく部分も含まれているかと思うが、当然、これまで、国や県へお願いをしてきている。

市長会等を通じて、国や県の方へ意見をあげていかなければならないと理解している。

本計画のなかに、盛り込めるかどうかという事については、この計画は、佐久市としてできることに限定をしている。

国、県等への要望は、佐久市が記載したからといってすぐ実現できるというわけではないので、この中には掲載していないという経過がある。

しかし、これからの施策の中で他の市町村と協力しながら意見を出していきたいと思う。

(委員)

一昨年の12月議会で、国民健康保険への国庫負担金引き上げを求める意見書を国に提出する陳情が全会一致で採択されている。

昭和33年に国民健康保険法ができ、その時国が約50%出していた。

それを平成25年度の佐久市の国庫支出金を見ると、24.86%まで下がっている。

当初、国保ができたときに50%だった国の負担が半分になっている。

そのことによって各市町村は、国保会計が大変困難な状況になっている。

対応策として、税率を上げ、加入者が負担をしてきたという結果になっている。

もともとの制度を作ったときに立ち戻って国が半分負担をすることになれば、こういった問題は起きていないのではないかと思う。

国保に入っている方で所得のない方が、23.3%、6,000人程度いるが、所得なしの人に保険料を払えという制度そのものが、あっていいのかと思う。

例えば、住民税や消費税の税率が上がり、国保税の税率も値上がる。そういったとき、所得の無い人たちが、税金を払えるのか。

そういった点で、均等割りというところで、ゼロがあってもよいのではないか。

税率を改定していくうえで、ひとつの検討課題ではないかと思う。

(事務局)

国の設計は、まず社会保険、診療報酬支払基金からいただいている退職者医療制度の関係の交付金は除いている。そこから前期高齢者負担金も除いている。

その残りに対して半分が、国、県、市からの公費負担で残りの半分以上を保険料で賄うという制度設計になっている。

これは、現在でも変わっていない。

また、今回は保険料の見直しではないので、見直しの際に検討をしていきたいと思う。

(事務局)

国民健康保険は相互扶助であり、収入から経費、年金の場合には特別控除を引いて、給料の場合には給与所得控除を引いてそこから33万円を引いたものがゼロという方が国保の中にいる。

全くないかという多くの方は全くないということではないということですが、所得が少ない方は軽減がある。

ゼロにはならないが、相互扶助の精神からご負担いただいているということ。

これは国の制度で決まっているので、佐久市が単独でその制度を変えられるものではないが、国等へ意見を言える機会には伝えていきたいと思う。

(会長)

資料2について意見・ご質問等ありますでしょうか。

(委員)

この基準からいくと、どの程度のものになるかというところがよくわからない。

この平成27年度に当てはめた場合、金額的にどのくらいになるか、わかればお願いしたい。

(事務局)

この基準で試算をすると、まず、地域の医療体制の変化の部分は平成26年度からの適用となるので、2億3,600万円程になると思う。

それから平成27年度が終わってからの試算となると2億2,000万円程になると思う。

歳入の部分については、3,200万円程度、退職者医療制度については6,200万円程度と推計をしている。

(委員)

財政当局と話しをして、この基準でお金を繰り入れるという話はできているのか。

(事務局)

今、申し上げた数字は試算なので、予算要求に直接つながっていく数字ではないが、基準を作っていく過程の中で、こういう方法でお願いしたいということは協議をしながら進めてきている。

また平成27年度以降にも影響があることなので、実施計画の方を担当している企画部門とも協議をしながら現在に至っている。

(委員)

確たる保証はないということか。

(事務局)

現段階で、金額は確かなものではないが、方法論として、繰入はできるということになっている。

(会 長)

他にご意見等ないようでしたら、事務局で示された(案)を根拠にしてこれから進めていきたいということでご理解いただけるでしょうか。

よろしいでしょうか。ではそのようによろしくお願いいたします。

また、委員からのご発言、ご意見について活かせるところは活かしていただくことでお願いいたします。

(事務局)

冒頭で、委員からご質問いただいた、5ページ所得なしの方の調定額について、集計表は作成していないが参考として、所得なしから100万円までの所得の方が、平成26年度末で1,640世帯、そのうち未納額が、現年分と滞納分を合わせた金額で約2億4,800万円滞納額があるという集計がでている。

(会 長)

それでは、この協議事項の(1)について終わらせていただきます。

「6 その他」に入らせていただきます。

(事務局)

○1月26日(火)臼田地区をはじめ市内7地区で開催する「佐久市国民健康保険市民説明会」について告知

(会 長)

質問等ありますか。

(委 員)

市民説明会では、一般市民にできるだけわかりやすい言葉で説明をしていただくとありがたい。

(会 長)

本日の日程はすべて終了とします。それでは、進行を事務局に返します。

7 閉 会

市民健康部長より閉会のあいさつ

議事録署名委員

議事録抄本には議事録署名委員の署名・押印をいただいております。